

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年6月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. R3. 5月31日、多面的事業（R1～2年度）に農政局に実施報告（適正である）とした伺い及び関係書類全部 2. ○○土地改良区に関するR2年度の定期検査に求づく指摘事項に対する経緯経 分かる書類全部 農山漁村振興課、法人検査課、農山水産阿南」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年6月23日、実施機関は、本件請求に対して、「2. ○○土地改良区に関するR2年度の定期検査に求づく指摘事項に対する経緯経 分かる書類全部」について、法人検査課に係るものを別表記載の公文書と特定し、条例第8条各号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を、「1. R3. 5月31日、多面的事業（R1～2年度）に農政局に実施報告（適正である）とした伺い及び関係書類全部」について、「多面的機能支払交付金にかかる書類」のうち法人検査課において保有するものと特定し、当該公文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（本件審査請求外）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年6月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月14日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した。

2 審査請求の理由

県は、調べた台帳の中に多面的事業に関する公金等の検査を指適していない。又随契委託事業（改良区組合員（理事））に発注した行為は土地改良法違反行為（刑事）罪告発が成立するものであるのに、検査及び報告された書類の伺い書類を抜いているので出せ！

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 特定した公文書について

実施機関は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第132条第1項及び徳島県土地改良区等検査要綱第4条の規定に基づき、土地改良区に対して、原則として3年ごとに定期検査を実施している。

本件請求のあった〇〇土地改良区（以下「被検査団体」という。）に関する令和2年度の定期検査とは、法人検査課が被検査団体に対し、令和2年12月16日及び令和3年2月15日から2月24日までの期間実施した定期検査と推察される。

よって、法人検査課は、対応する公文書を被検査団体から令和3年6月4日付け〇〇第9号で提出された文書「検査書に係る改善措置報告の提出について」であると特定した。

(2) 公開しないこととした部分及びその理由

本件処分において非公開とした部分は、「理事会議事録（抄本）」の事務局の職員名、理事会議長及び議事録記名人の印の印影、「監事の意見書」の総括監事及び監事の印の印影、「検査書に係る改善措置報告書の提出について」及び「理事会議事録（抄本）」の土地改良区理事長の印の印影である。

「理事会議事録（抄本）」の事務局の職員名については、特定の個人を識別することができるもの、又は、個人の社会、経済活動における重要な情報であり、当該個人が類推され、個人の利益が害されることのないよう最大限の配慮をしなければならない情報であるため、条例第8条第1号に規定する情報に該当する。

理事会議長及び議事録記名人の印の印影、「監事の意見書」の総括監事及び監事の印の印影については、個人の社会、経済活動における重要な情報であり、個人の利益が害されることのないよう最大限の配慮をしなければならない情報であるため、条例第8条第1号に規定する情報に該当する。

また、「検査書に係る改善措置報告書の提出について」及び「理事会議事録（抄本）」の土地改良区理事長の印の印影は、土地改良区の代表者印の印影である。代表者印は、認証的機能を有するものであり、これを公にすることにより、偽造される恐れがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあり、条例第8条第2号に規定する情報に該当する。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、県は、調べた台帳の中に多面的事業に関する公金等の検査を指摘していないと主張している。

審査請求人の主張する多面的事業とは、多面的機能支払交付金（以下「同交付金」という。）と推察され、同交付金にかかる検査関係資料を公開するよう求めていると推定した。

しかし、法人検査課の分掌事務は、農林水産団体等の検査であり、同交付金にかかる事務は所掌していないため、法人検査課は、審査請求人が求める書類については、作成、又は取得していない。

イ 審査請求人は、随契委託事業（改良区組合員（理事）に発注した行為は土地改良法違反行為（刑事）罪告発が成立するものであるのに検査及び報告された書類の伺い書類を抜いているので公開するよう主張している。令和２年度の被検査団体への定期検査書の検査指摘事項の根拠書類の提出を求めているものと推察されるが、検査指摘事項の根拠資料は、条例第８条第１号から４号まで全てに該当するため、非公開情報である。

(4) 結論

以上により、別表記載のとおり、本県請求に係る公文書のうち、条例第８条第１号及び第２号に規定する情報に該当する部分を非公開とし、その他の部分は公開する本件処分を行った。

第５ 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和６年 ３月１４日	諮問
令和７年 ７月２９日 第３部会（第２２回）	審議
同 年 ８月２７日 第３部会（第２３回）	審議

第６ 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

１ 本件請求に係る公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、審査請求書において、「あるべき書類」が存在する旨主張しており、実施機関が特定した公文書に不足があるとして、公文書の特定について争っていると解されるが、審査請求人が審査請求書において公開を主張する文書は、本件請求において公開を求めた文書とは異なる文書であり、実施機関は公文書公開請

求書の記載に基づき公文書を特定すべきであるから、実施機関が特定した公文書には特段の不足はない。

したがって、実施機関の公文書の特定について不合理な点はないため、実施機関が特定した公文書のうち非公開とした部分について、当該非公開とした部分が条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかどうかを、以下検討することとする。

2 実施機関が非公開とした部分について

本件請求に係る公文書を当審査会において見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、個人の氏名及び個人の印の印影並びに法人の代表者印の印影である。

個人の氏名及び個人の印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため条例第8条第1号に、法人の代表者印の印影については、公にすると印章を偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、当該法人の財産等を侵害するおそれがある情報であるため条例第8条第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、当該非公開としたことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	

別表

公文書の件名	公開をしないこととした部分	非開示 条項
〇〇土地改良区から令和 3年6月4日付け〇〇第 9号で提出された文書 「検査書に係る改善措置 報告の提出について」	「検査書に係る改善措置報告の提出について」 の土地改良区理事長の印の印影	2号
	「理事会議事録（抄本）」の土地改良区理事長 の印の印影	2号
	「理事会議事録（抄本）」の事務局の職員名	1号
	「理事会議事録（抄本）」の理事会議長及び議 事録記名人の印の印影	1号
	「監事意見書」の総括監事及び監事の印の印影	1号